年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認大分地方第三者委員会分

- 1. 今回のあっせん等の概要
 - (1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

5 件

厚生年金関係 5件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和14年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年1月1日から8年10月1日まで

私は、申立期間においてA社(現在は、B社)に勤務しC業務に従事していたが、当該期間における標準報酬月額の記録が実際に支給されていた給与額に見合う標準報酬月額よりも低く記録されている。

また、申立期間において、標準報酬月額の記録が従前の標準報酬月額の記録よりも低い額で記録されている期間が見受けられるが、私は給与が減額されたことは無い。

私は、給与支給明細書、A社から交付された源泉徴収票、市民税・県民税特別徴収税額通知書及び申立期間における給与振込額が確認できる預金通帳を所持しているので、申立期間の標準報酬月額を実際に支給されていた給与額に見合う標準報酬月額の記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

なお、特例法に基づき記録の訂正が行われるのは、上記の額が社会保険庁(当時)の記録を上回る場合である。

申立期間のうち、平成5年12月1日から6年4月1日までの期間及び同年

5月1日から7年3月1日までの期間の標準報酬月額については、申立人が 所持する当該期間に係る給与支給明細書における保険料控除額に見合う標準 報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額を超えていないことが確認でき る。

また、申立期間のうち、平成2年1月1日から5年12月1日までの期間、6年4月1日から同年5月1日までの期間、及び7年3月1日から8年1月1日までの期間に係る標準報酬月額について、申立人から提出されたA社発行の源泉徴収票及び市民税・県民税特別徴収税額通知書における各年度の社会保険料等の金額は、申立人に係るオンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料、健康保険料の合算額及び前述の源泉徴収票等により確認できる申立人の給料、賞与の支払金額から推認される雇用保険料の合計額とおおむね一致する。

さらに、申立期間のうち、平成8年1月1日から同年10月1日までの期間に係る標準報酬月額については、申立人が所持する預金通帳から給与振込額は確認できるものの、保険料控除額を確認することができない上、B社は、「当時の資料等を保管しておらず、申立人の保険料控除額については不明。」と回答しており、申立人の主張する標準報酬月額に基づく保険料控除

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

が行われていたことを確認することができない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

なお、申立人は、「申立期間において、標準報酬月額が従前の標準報酬月額よりも低い額になっている期間が見受けられるが、給与が減額されたことはない。」と申し立てており、オンライン記録から、申立人の標準報酬月額は、平成4年10月及び7年10月の定時決定により、従前の標準報酬月額よりも1等級低い月額で決定されていることが確認できる。

しかしながら、A社の厚生年金保険被保険者に係るオンライン記録から、申立人が名前を挙げた同職種の同僚については、申立人と同様に、平成4年10月の定時決定により、従前の標準報酬月額よりも1等級低く記録されていることが確認できる上、申立人の同社に係る厚生年金保険被保険者の資格取得日である昭和43年1月1日の前後の期間において、厚生年金保険被保険者の資格を取得した46人(申立人及び上記の同僚を除く。)のうち23人については、申立期間において定時決定又は随時改定により、従前の標準報酬月額よりも標準報酬月額が減額されていることが確認でき、申立人のみが標準報酬月額を減額されている状況は確認できない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険 料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和21年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月1日から49年3月1日まで 私は、昭和48年4月から51年3月までの期間においてA事業所に継続 して勤務したのに、申立期間について厚生年金保険の被保険者記録が確認

できない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

勤務内容に係る申立人の具体的な供述、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚の供述及び申立人が所持する家計簿の記載内容から判断すると、申立人が、申立期間において、同事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、前述の被保険者原票に記載されている申立人に係る被保険者記録(資格取得日は昭和49年3月1日)に付されている厚生年金保険被保険者記号番号については、オンライン記録から、申立人に係るA事業所の厚生年金保険の被保険者記録の直前に記録されている事業所に係る厚生年金保険被保険者記号番号と同一であることが確認できる上、同被保険者原票に記載されている資格取得日は遡って訂正されたなど不自然な形跡は無く、オンライン記録とも一致する。

また、前述の被保険者原票において、申立期間に近接した時期に厚生年金保険被保険者の資格を取得していることが確認できる複数の同僚について、同人らの雇用保険被保険者の資格取得日はいずれも厚生年金保険被保険者の資格取得日と同日であることが確認でき、申立期間当時、A事業所では雇用保険と厚生年金保険の被保険者の資格取得手続を同時に行っていた状況がうかがえるところ、申立人に係る雇用保険被保険者の資格取得日と厚生年金保

険被保険者の資格取得日は同日となっていることが確認できる。

さらに、申立人は、A事業所から支給されていた給与の受取額を毎月記載した家計簿を所持していることから、同家計簿の検証を行ったものの、申立期間において厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたと推認される記載内容は見受けられない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険 料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名: 男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和15年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年1月1日から58年1月1日まで

私は、前回の申立てにおいて、昭和52年10月1日から54年1月1日までの期間について、A県B郡C町(現在は、A県D市C町)に所在したE社に係る厚生年金保険の被保険者記録が認められた。

しかしながら、私はE社にはその後も継続して約4年間勤務したと記憶しているので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間においてE社に継続して勤務していたと主張しているが、申立人に係る戸籍謄本改製原附票において、申立人は、昭和54年2月1日に同社が所在したA県B郡C町からF県G市に住民票を移していることが確認できる上、申立人に係る国民年金被保険者名簿においても、申立人の住所は、同年2月3日にA県B郡C町からF県G市に住所変更されていることが確認できる。

また、雇用保険の被保険者記録から、申立人は昭和53年12月31日にE社を離職し、求職者給付を受給していることが確認できる。

これらのことから判断すると、申立人が申立期間においてE社に勤務していたことを確認することができない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険 料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和9年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年8月1日から32年5月1日まで

私は、高等学校を卒業した後、私の知人の紹介でA県B市に所在したC 社に就職し、D業務及びE業務に従事したが、申立期間に係る厚生年金保 険の被保険者記録が無いことに納得できない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

勤務内容に係る申立人の具体的な供述から判断すると、申立人が申立期間当時、A県B市に所在した会社に勤務していたことはうかがえるものの、申立人が勤務したとするC社に係る商業登記簿謄本は確認できないことから、当該事業所を特定することができない。

また、申立人が勤務したとするC社は、適用事業所名簿において厚生年金保険の適用事業所に該当していたことが確認できない。

さらに、申立人が記憶する事業主及び事業所の業務を手伝っていたとする 事業主の子について、オンライン記録を調査したものの、両人と推認される 者は見当たらない上、申立人はそのほかの同僚については姓のみを記憶して いるにすぎないことから同僚らを特定できず、事業主及び同僚から申立人の 勤務実態及び保険料の控除等について供述を得ることができない。

このほか、申立てに係る事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険 料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和35年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年1月21日から同年2月21日まで

私は、A社に平成 18 年 1 月 21 日に入社したが、同社が加入する B 厚生年金基金からの通知により、同社に係る厚生年金保険被保険者の資格取得日が同年 2 月 21 日と記録されており、厚生年金基金の記録と相違していることが判明した。

申立てに関し、A社を代理人として委任するので、調査の上、申立期間 を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社に係る厚生年金保険被保険者の資格取得日は当初平成 18 年 2 月 21 日と記録されていたところ、同社から厚生年金保険被保険者資格取得日訂正に係る届出が行われたことに基づき、23 年6月14日付けで18年1月21日に訂正されていることが確認できるものの、申立期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間にはならない期間とされている。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に 基づき記録の訂正が行われるのは、事業主が申立人の給与から申立期間に係 る厚生年金保険料を源泉控除していた事実が認められる場合とされている。

本事案については、申立人に係る平成 19 年度 (18 年分) 市民税・県民税 所得 (課税) 証明書から、社会保険料控除額が「248,072 円」と記載されていることが確認できるところ、申立人に係るオンライン記録の標準報酬月額 及び標準賞与額に基づき 18 年中に事業主により給与から控除されたと推認される厚生年金保険料及び健康保険料 (A社の回答から判断すると、同社は社会保険料控除の控除方法を翌月控除としていたと推認されることから、平成

18年12月の標準報酬月額14万2,000円に基づく厚生年金保険料及び健康保険料は計算から除く。)及び18年分の給与収入に対して控除されたと推認される雇用保険料の合算額は、前述の社会保険料控除額とおおむね一致することから、申立期間に係る厚生年金保険料が事業主により給与から控除されたことを推認することができない。

また、A社に照会したところ、「賃金台帳等の保険料控除が確認できる資料は保管していない。」と回答しており、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除等を確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。